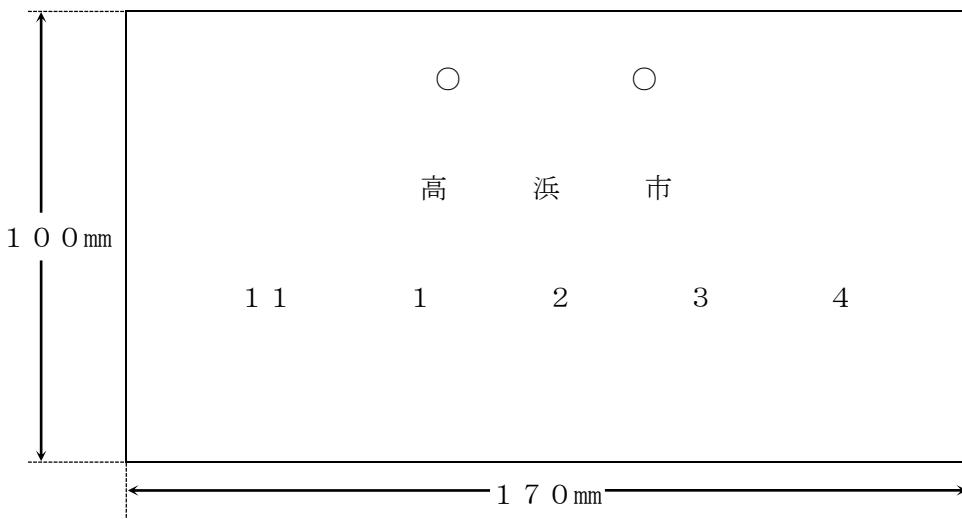


様式第70

原動機付自転車等の標識

(第一種一般、第二種甲乙、ミニカー、小型特殊自動車)



備 考

1 標識の地の塗装は、次による。

ア 総排気量が0.05リットル以下又は定格出力が0.6キロワット以下の原動機付自転車（ウ及びオに掲げるものを除く。）（第一種一般）

白 色

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超える0.09リットル以下（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超える0.8キロワット以下の原動機付自転車（第二種乙）

薄 黄 色

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の原動機付自転車（第一種一般）

白 色

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超える（ウに掲げるものを除く。）、又は定格出力が0.8キロワットを超える原動機付自転車（第二種甲）

薄 桃 色

オ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超える原動機付自転車（ミニカー）

薄 水 色

カ 農耕作業用自動車又はその他の小型特殊自動車

綠 色

2 標識の文字の塗色は、次による。

ア 軽自動車税が課される原動機付自転車及び小型特殊自動車

濃 紺 色

イ 軽自動車税が課されない原動機付自転車及び小型特殊自動車

赤 色